

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利の利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	(1)健康増進法(平成14年法律第103号)第19の2に基づく健康増進事業に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定める次の検診について、対象者の抽出、検診結果入力、集計、統計報告書作成などを行い、市民の健診情報を一元的に管理し、活用することで市民の健康指導を効率的・効果的かつ継続的に実施する。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 (特定健康診査の対象とならない者への健康診査) ⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導 ⑥がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診) (2)健康増進法第(平成14年法律第103号)第19の4に基づく健康増進事業に関する事務で、他市町村からの情報照会に応じ、住民の検診結果等の健診情報を提供する。 情報提供する検診は、上記の④と⑤を除いたものとする。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、署名検証機能

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システム成人検診管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の111の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども健康部 保健所 健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市 こども健康部 保健所 健康づくり推進課 健康推進グループ 0178-38-0710(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人の検診結果などを個人がマイナポータルで閲覧できるようにするため、マイナポータルでの閲覧番号連携サーバ(中間サーバ)に副本登録を行っているもので、従業者が直接的に特定個人情報を閲覧したり、入手することはない。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、個人の検診結果などを個人がマイナポータルで閲覧できるようにするため、マイナポータルでの閲覧番号連携サーバ(中間サーバ)に副本登録を行う目的のみに特定個人情報を使用しており、直接閲覧することは出来ず、各職員が担当していない業務に特定個人情報を紐付けることはない。よって目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 4行目	リスクを軽減させるために	リスクを軽減させるために	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年5月24日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署	②所属長 健康づくり推進課長	②所属長 課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署	①部署 健康部 保健所 健康づくり推進課	①部署 こども健康部 保健所 健康づくり推進 課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	連絡先 〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課 健康推進グループ 0178-38-0710(直通)	連絡先 〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市 こども健康部 保健所 健康づくり推進 課 健康推進グループ 0178-38-0710(直通)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項、別表1の76の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項、別表の111の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムの情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第19条第8号 別表2の102の2項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業の 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分 か) 十分である (判断の根拠) 個人の検診結果などを個人がマイナポータルで 閲覧できるようにするため、マイナポータルでの 閲覧番号連携サーバ(中間サーバ)に副本登録 を行っているもので、従業者が直接的に特定個 人情報を閲覧したり、入手することはない。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年3月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられ る対策 ＜選択肢＞ 2) 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが行 われるリスクへの対策 当該対策は十分か 判断の根拠	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情 報との紐付けが行われるリスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 健康管理システムにおいて、個人の検診結果 などを個人がマイナポータルで閲覧できるよう にするため、マイナポータルでの閲覧番号連携 サーバ(中間サーバ)に副本登録を行う目的の みに特定個人情報を使用しており、直接閲覧す ることは出来ず、各職員が担当していない業務 に特定個人情報を紐付けることはない。よって 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報と の紐付けが行われるリスクへの対策は「十分で ある」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない